

12月から

申請書などへの
押印を見直します

町民や事業者の皆さんの負担軽減及び利便性向上のため、これまで押印や署名を求めていた申請書等について見直しを進めており、12月から申請書等の手続きにおいて押印や署名が不要となります。見直しの対象となる申請書等の一覧は、町ホームページに掲載しており、今後も随時更新してまいります。

手続きによっては、本人確認書類などの提示を求める場合もありますので、詳しくは手続きされる窓口でお尋ねください。

問 政策課 ☎内線 205

美化センターへのごみ持込みは 28日(火)が年内最終日!

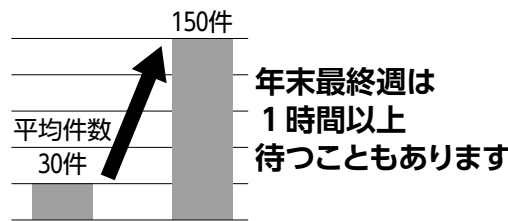
年末になると、大掃除などで出たごみを美化センターに持ち込まれる方が非常に多くなります。

特に、最終週(今年度は12月20日(月)~28日(火))は、大変混み合います。

また、25日(土)は、特別対応として、午後(13時~16時)も持込みが可能です。

大掃除は計画的に行い、年内最終週の持込みを避け、早めの持込みや、年内の通常の収集等を利用するようご協力ください。

なお、年始の持込みは1月4日(火)からになります。



問 美化センター ☎(72)4438

北本町、北下町、南本町、南下町、
茶屋町、裡道、台町の皆さんへ

1月4日(火)に予定する不燃ごみ等の回収容器は、1月3日(月)の箱根駅伝大会終了後に設置します。

問 環境課 ☎(72)4438



野良猫の不妊去勢手術について

猫についての相談や苦情

町では、猫についてのご相談や苦情が多く寄せられています。ご相談の多くは、猫のフンや尿及び鳴き声に関するもので、これらはご近所トラブルの原因にもなります。

また、野良猫の多くは屋外で暮らしているため、交通事故や感染症、猫同士の喧嘩などによって負傷し、人に看病されないまま命を落とすこともあります。不妊去勢手術を受けていない野良猫が子どもを産み、野良猫がさらに増えていくと、近隣トラブルに限らず、こうした問題も増えていきます。

不妊去勢手術の助成制度

町では、野良猫が引き起こすフン尿等による生活被害を防止し、野良猫の増加を抑え、人と猫が共生できる町づくりを推進するため、野良猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成します。詳細については、電話でのお問合せ、または町ホームページをご覧ください。

野焼き(屋外燃焼行為)は禁止されています!

法令により原則禁止

一般家庭や事業所から出るごみを、庭や畑などで焼却する行為はゆるる野焼きは、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(以下、「県条例」)で、焼却施設を使用しない屋外で行う燃焼行為として原則禁止されています。

例外として認められる場合

県条例で例外として認められる屋外燃焼行為は次のとおりです。
・「焼き畑、下枝の焼却」など
・農林業者が自己の農林業の作業に伴い行う燃焼行為(合成樹脂、ゴム、油脂類または布を含まないもの)
・「落ち葉たき」などたき火その他日常生活を営む上で通常行なわれる燃焼行為であって軽微なもの
・「キャンプファイヤー」「バーベキュー」その他屋外レジャーにおいて通常行なわれる燃焼行為であって軽微なもの

野焼きは、周囲の人に煙や悪臭で迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。これに違反すると、2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられる場合があります。なお「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でも、原則、屋外燃焼行為は禁止しており、これに違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられる場合があります。

・「どんと焼き」「正月のしめ縄などを焼く行事」など地域的慣習による催し、または宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
・消火訓練に伴う燃焼行為
・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために行う燃焼行為

例外的燃焼行為であっても周辺に煙や臭気などによる迷惑を掛けないようにしましょう。

問 環境課 ☎(72)4438

